

熊本市障がい者プラン中間見直しについて 第2編分野別施策(たたき台)

この資料は、事務局で作成した「たたき台」です。今後、委員の皆様のご意見等に基づき、さらに修正を行います。

●「番号」欄について

章の番号－中項目の番号を記載しています。

●「熊本市障がい者プラン(H21-30)」欄について

現行プランの内容を記載しています。

●「中間見直し(案)」欄について

事務局で作成した修正の「たたき台」を記載しています。

●「修正内容(理由)」欄について

修正の内容(理由)を次のとおり分類しています。

【文言整理】・・・より適切な表現にするため文言修正を行ったもの。記載内容に大きな変化はないもの。

【内容修正】・・・現状にあわせて記載内容を修正したもの。

【新規追加】・・・現行プランに記載がなく、新たに追加するもの。

【削除】・・・事業終了などにより項目を削除するもの。

【移動】・・・項目を移動したり、統合するもの。

第1章 相互理解の促進と市民参加の活動【啓発・広報・ボランティア】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	(現状と課題) ● 障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいや障がい者についての正しい知識の普及を進め、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図る必要があります。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● 障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。	修正なし	
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	① テレビ・ラジオ・新聞による啓発広報 情報メディアを活用した啓発広報を行います。	① テレビ・ラジオ・新聞による啓発広報 情報メディアを活用した啓発広報を行います。 ② 市政だよりによる啓発広報 「市政だより」を利用して、障がいに関する情報の掲載と啓発広報を行います。	【文言整理】 ①②の広報活動に関する項目を統合
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	② 市政だよりによる啓発広報 「市政だより」を利用して、障がいに関する情報の掲載と啓発広報を行います。	① 広報・啓発活動の推進 障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ等の多様な情報メディアを活用し、広報及び啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。	
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	③ 講演会の開催による啓発 市民講演会による市民への啓発を行います。	③ 講演会の開催による啓発 市民講演会による市民への啓発を行います。 ④ 啓発イベントの開催 人権教育・啓発作品の募集・展示や各種行事の開催等により、「障害者週間」の周知を図るなど、広く市民意識の高揚を図ります。	【内容修正】 ・③④のイベントに関する項目を統合 ・発達障がい、難病の一層の周知を追記
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	④ 啓発イベントの開催 人権教育・啓発作品の募集・展示や各種行事の開催等により、「障害者週間」の周知を図るなど、広く市民意識の高揚を図ります。	② 講演会や啓発イベントによる理解の促進 障がいをテーマにした講演会や啓発イベントの開催、障害者週間の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 特に、発達障がいや難病などについてより一層の周知を行い、その特性や必要な配慮に関する正しい知識の普及に取組みます。	

第1章 相互理解の促進と市民参加の活動【啓発・広報・ボランティア】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	⑤ 各種大会への支援 障がい者のスポーツ大会や研修会等の活動を支援し、障がい者の社会参加を図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めます。	③ 修正なし	
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	⑥ 体験・ふれあい事業 障がい者とのふれあいを通じて、障がいの疑似体験や介助の方法等を学び、障がいについての正しい理解を深め、外に出る機会が少ない障がい者の地域との交流を促進することを目的として、小中学校の学級活動や地域との交流事業に取り組みます。	⑥ 体験・ふれあい事業 障がい者とのふれあいを通じて、障がいの疑似体験や介助の方法等を学び、障がいについての正しい理解を深め、外に出る機会が少ない障がい者の地域との交流を促進することを目的として、小中学校の学級活動や地域との交流事業に取り組みます。 ④ 交流活動による理解の促進 障がいのある人とない人が交流する機会を充実することで、障がい特性や必要な配慮を学び、障がいについての理解の促進を図ります。	【内容修正】 体験ふれあい事業のほかにも、交流による理解促進を図る取組みがあるため、適切な内容に修正。
1-1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める	⑦ 障害者権利条約及び障がい者関連法令改正等の周知 平成19年9月に日本が署名し、今後批准を目指している障害者権利条約や、障がい者関連法令改正等について、障がい者に対する理解を促進し人権尊重等を図るため、市民に周知を図ります。	⑦⑤ 障害者権利条約及び障がい者関連法令改正等の周知 平成19年9月に日本が署名し、今後批准を目指している障害者権利条約や、障がい者関連法令改正等について、障がい者に対する理解を促進し人権尊重等を図るため、障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者権利条約(平成26年1月批准)や、障害者差別解消法等障がい者関連法令等について、市民に周知を図ります。	【文言整理】 法制度整備に伴う修正
1-2	学校教育や職場研修での啓発	(現状と課題) ● 市民一人ひとりが障がい者のことをより良きパートナーとしてとらえ、正しい理解を持って障がい者の社会参加を支援するような意識の醸成が必要です。	(現状と課題) ● 市民一人ひとりが障がい者のことをより良きパートナーとしてとらえ、正しい理解を持って障がい者の社会参加を支援するような意識の醸成が必要です。障がいや障がい者への正しい理解を推進するためには、子どもの頃からさまざまな機会を捉え、正しい知識と理解を深めるための機会を設けることが必要です。	【文言整理】 早期(子どもの頃)から啓発を図ることを明記
		(具体的な取り組み) ● 学校教育法の改正を踏まえ、教育の現場や様々な職場の中で、障がい者に対する正しい理解と意識の向上を図ります。	(具体的な取り組み) ● 学校教育法の改正を踏まえ、教育の現場や、職場の中で、障がいや障がい者に対する正しい理解と意識の向上を図ります。	【文言整理】

第1章 相互理解の促進と市民参加の活動【啓発・広報・ボランティア】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
1-2	学校教育 や職場研 修での啓 発	① 福祉副読本の発行 障がい者に対する理解と、共に生きることの大切さについての福祉 教育を推進し、市内の中学1年生に福祉副読本を配布します。	削除	【削除】 事業終了によるもの
1-2	学校教育 や職場研 修での啓 発	② 職員等への啓発 職員等への研修を行い、障がいや障がい者についての正しい知識 と具体的な支援のあり方についての理解を深め、福祉サービスの向 上を図ります。	① 修正なし	
1-2	学校教育 や職場研 修での啓 発	③ 共に学ぶ教育の推進 障がいのある児童生徒と共に学校生活や学習に取り組む中で、障 がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図りま す。	② 共に学ぶ教育の推進 障がいのある児童生徒と障がいの有無に関わらず、児童生徒がと 共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解 とノーマライゼーションの推進を図ります。	【文言整理】 インクルーシブ教育の視点で修正
1-3	ボランティ ア活動の 促進	(現状と課題) ● ボランティア活動への関心が市民の幅広い層に広がっており、障 がい者を支援するボランティアの養成や活動への支援、相談や情報 を提供する窓口等の充実が求められています。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● 市民のやさしい心の涵養を育み、家庭や地域社会においてボラ ンティア活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充 実を図ります。	(具体的な取り組み) ● 市民のやさしい心の涵養を育み、家庭や地域社会においてボラ ンティア市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボラン ティアの育成や活動支援の充実を図ります。	【文言整理】
1-3	ボランティ ア活動の 促進	① ボランティア活動の啓発 「自分ができることをできる範囲です」誰にでも気軽にできるボラ ンティア活動のPRや、初心者向けのボランティア体験の場を提供し、 ボランティア活動への理解を深めます。	① ボランティア活動の啓発 「自分ができることをできる範囲です」誰にでも気軽にできるボラ ンティア活動のPRや、初心者向けのボランティア体験の場を提供 し、ボランティア活動への理解を深めます。 障がい者福祉に関するボランティア情報の収集及び、効果的な情 報の提供に取組みます。	【文言整理】 障がい福祉関係のボランティアに特化して 記載

第1章 相互理解の促進と市民参加の活動【啓発・広報・ボランティア】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
1-3	ボランティア活動の促進	② ボランティア活動の相談・支援 ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行います。 (窓口:市民協働推進課、熊本市市民活動支援センター・あいぽーと) また、精神保健福祉ボランティア活動のさらなる支援を行います。 (窓口:熊本市社会福祉協議会)	② ボランティア活動の相談・支援 <u>障がい者を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行います。</u> (窓口:市民協働推進課、熊本市市民活動支援センター・あいぽーと) また、精神保健福祉ボランティア活動のさらなる支援を行います。 (窓口:熊本市社会福祉協議会)	【文言整理】 取組みの目的を追記
1-3	ボランティア活動の促進	③ ボランティアの養成 市や社会福祉協議会等で実施しているボランティア養成講座において、対象者や活動内容等に応じて、専門的な技術や知識の講習を行います。また、精神保健福祉ボランティア養成講座において、精神障がいへの正しい知識を普及します。	③ ボランティアの養成 市や社会福祉協議会等で実施しているボランティア養成講座において、対象者や活動内容等に応じて、専門的な技術や知識の講習を行います。また、精神保健福祉ボランティア養成講座において、精神障がいへの正しい知識を普及します。 <u>障がい者サポーター制度の拡充や、精神保健福祉ボランティア養成講座の開催等により、障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。</u> <u>また、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会を提供するとともに、ボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。</u>	【内容修正】 障がい者サポーター制度や、市民活動支援センターにおけるマッチング機能を追記。
1-3	ボランティア活動の促進	④ 市民協働モデル事業 平成18年度に、「障がい者の地域生活支援ボランティア」をテーマに、市民活動団体と市が協働して事業に取り組みました。 この事業成果を基に、障がい者の地域生活支援ボランティアにおける普及等について促進します。	削除	【削除】 事業終了によるもの

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-1	施設等入所から地域生活への移行促進	(現状と課題) ● 障がい者本人の意向を尊重した地域での生活を促進するため、地域移行への支援が必要です。 ● 在宅生活を支援する地域資源として既存の入所施設等が有する人的・物的機能を有効に活用する必要があります。	(現状と課題) ● 1番目修正なし ● 2番目は削除	【一部削除】 入所施設のみを特に記載することは不要
		(具体的な取り組み) ● 施設等入所から地域生活への移行を支援します。また、専門的なスタッフを配置した施設は、様々なケースに有効に対応し得る場であるため、地域に開かれた交流スペースとして有効活用を図ります。	(具体的な取り組み) ● 施設等入所から地域生活への移行を支援します。また、専門的なスタッフを配置した施設は、様々なケースに有効に対応し得る場であるため、地域に開かれた交流スペースとして有効活用を図ります。地域生活を送るための準備や移行後の生活における支援を行い、地域定着を図ります。	【内容修正】 現状に合わせて修正
2-1	施設等入所から地域生活への移行促進	① 住まいのバリアフリー化 住み慣れた家での生活が継続できるように、住宅改造費を助成して住宅のバリアフリー化を支援します。	① 住まいのバリアフリー化 住み慣れた家での生活が継続できるように、住宅改造費を一部助成して住宅のバリアフリー化を支援します。	【文言整理】 適切な表現に修正
2-1	施設等入所から地域生活への移行促進	② 生活型施設の利用促進 地域で自立した生活が送れるように、居宅と施設の中間的施設である、グループホーム、ケアホーム等の利用を促進します。	② 生活型施設の利用促進 地域で自立した生活が送れるように、居宅と施設の中間的施設である、グループホーム、ケアホーム等の利用を促進します。	【文言整理】 法制度整備に伴う変更
2-1	施設等入所から地域生活への移行促進	③ 施設の有効活用 施設が持つ機能を有効に活用して、就労、療育、相談等への支援体制の充実を図ります。さらに、地域に開かれた身近な交流スペースとしての活用を促進します。	③ 修正なし	
2-1	施設等入所から地域生活への移行促進		【新】 ④ 地域生活支援拠点等の整備 (記載内容については検討中)	【新規追加】 障害福祉計画の基本指針等を踏まえ、プランに項目を追加するもの

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-1	施設等入所から地域生活への移行促進	④ 地域生活への移行支援 受け入れ条件が整えば退院可能とされる精神障がい者の退院・社会復帰を目指すため、必要な支援を行います。	④⑤ 地域生活への移行支援 受け入れ条件が整えば退院可能とされる精神障がい者の退院・社会復帰を目指すため、必要な支援を行います。 <u>精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための支援を推進します。</u> また、一般相談支援事業所において、障害者支援施設等及び精神科病院に入所又は入院している者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対し、住居の確保や相談等を行います。	【内容修正】 現状に合わせて修正(一般相談支援について追記など)
2-2	相談・支援体制の充実	(現状と課題) ● 保健福祉センターや地域の相談員、子ども発達支援センターや教育センター等を通じて、様々な相談が寄せられており、身近な所で気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口まで、窓口機能の役割分担を明確にし、各機関が連携した支援体制の整備が求められています。 ● 各種福祉サービスの紹介や相談業務を円滑に行うため、福祉・保健・医療・教育の連携をより一層充実する必要があります。 ● 障がい者やその家族が、自らの経験を踏まえて相談や支援にあたるなど、当事者によるピアカウンセリングや、家族会による自主的な活動等の推進を図る必要があります。	(現状と課題) ● 保健福祉センターや地域の相談員、子ども発達支援センターや教育センター等を通じて、様々な相談が寄せられており、身近な所で気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口まで、窓口機能の役割分担を明確にし、各機関が連携した相談支援体制の整備充実が求められています。 ● 2番目修正なし ● 3番目修正なし	【文言整理】 現状に合わせて修正
		(具体的な取り組み) ● 住み慣れた家や地域の中で障がい者が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ります。 ● 福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、「障がい者ケアマネジメント事業」を継続するとともに、サービス事業者による「相談支援事業」を促進します。	(具体的な取り組み) ● 1番目修正なし ● 福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、「障がい者ケアマネジメント事業」を継続するとともに、サービス事業者による「相談支援事業」を充実促進します。	【文言整理】 適切な表現に修正

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-2	相談・支援体制の充実	① 身近な相談窓口の充実 身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁や5箇所の保健福祉センター等に、多様な相談に適切に対応できる相談員等を配置します。ケアマネジメント事業により、利用者と地域の様々な社会資源やサービスを有効に結びつけた相談・利用支援体制の充実を図ります。 さらに、市域内の熊本県の福祉施設についても、地域の身近な施設として支援への連携を図ります。	① 身近な相談窓口の充実 身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁や5箇所の保健福祉センター等各区役所に、多様な相談に適切に対応できる相談員等を配置します。ケアマネジメント事業により、利用者と地域の様々な社会資源やサービスを有効に結びつけた相談・利用支援体制の充実を図ります。 さらに、市域内の熊本県の福祉施設についても、地域の身近な施設として支援への連携を図ります。	【文言整理】
2-2	相談・支援体制の充実		【新】 ②計画相談支援の拡充 障害福祉サービス等を利用する障がい者(児)に、サービス等利用計画を作成することで、当該障がい者(児)がかかえる課題を把握し、適切なサービスの提供につながるよう支援を行います。	【新規追加】 法制度整備に伴う新規追加
2-2	相談・支援体制の充実	② 児童相談所の設置 児童相談所は、養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談に応じるとともに、効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るための専門機関です。 本市では、増加・複雑化する児童虐待相談に対応するために、児童相談所を設置することとし、平成22年度の開設に向けて準備を進めています。	②③ 児童相談所の設置による相談支援 児童相談所は、18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談支援を行います。に<u>応じるとともに、効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るための専門機関です。</u> 本市では、子どもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向のする児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。応ずるために、児童相談所を設置することとし、平成22年度の開設に向けて準備を進めています。	【文言整理】 現状に合わせて修正
2-2	相談・支援体制の充実		【新】 ④ 発達障がい者支援センターによる相談支援 発達障がい者及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。	【新規追加】 新たな取り組みに伴う新規追加

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-2	相談・支援体制の充実	③ 相談支援事業 地域における身体・知的・精神・発達及びその他障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、相談支援事業所を設置し、生活相談や日中活動及び就労等の必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整を図り、ケアマネジメントにより利用可能な障害福祉サービスについての利用支援など、障がい者の地域生活を促進します。	③⑤ 相談支援事業の充実 地域における身体・知的・精神・発達及びその他障がい者のある人の日常生活や社会参加を支援するため、相談支援事業所を設置し、生活相談や日中活動及び就労等の必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整を図り、ケアマネジメントにより利用可能な障害福祉サービスについての利用支援など、障がい者の地域生活を促進します。障がい種別に問わず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の体制の整備と機能の充実を促進します。 また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。	【内容修正】 相談支援事業の充実について記載
2-2	相談・支援体制の充実	④ 地域自立支援協議会 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、様々な福祉サービス等を適切に結びつけて調整を行うとともに、社会資源の開発・改善を行う相談支援事業を充実させることが重要であり、その中核的役割を果たす熊本市障がい者自立支援協議会の強化・充実を図ります。	③⑥ 熊本市障がい者地域自立支援協議会 障がい者のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、様々な福祉サービス等を適切に結びつけて調整を行うとともに、社会資源の開発・改善を行う相談支援事業を充実させることが重要であり、その中核的役割を果たす熊本市障がい者自立支援協議会の強化・充実を運営の活性化を図ります。	【文言整理】
2-2	相談・支援体制の充実	⑤ 障がい児等療育支援事業 在宅の障がい者及び障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導や生活相談等が受けられるよう、障がい児が通う保育所や教育機関等への療育技術の指導等を行うとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図りながら、「障がい児等療育支援事業」(江津湖療育園発達医療センター、熊本県こども総合療育センター、三気の家、熊本県ひばり園、なでしこ園で実施)の継続に努めます。	削除	【削除】 現プラン第2章-3-④「地域療育体制の整備」に、療育支援事業の活用について記載あり
2-2	相談・支援体制の充実	⑥ 家族会・当事者会の活動支援 障がい者やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より当事者の問題解決できるよう各家族会・患者会と連携し、その活動の支援を図ります。	⑥⑦ 修正なし	

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-2	相談・支援体制の充実	③ ピアカウンセリング等の活動支援 障がい者が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアカウンセリングやピアヘルパー等への、当事者の参画を支援します。	⑧ ピアカウンセリングやピアサポーター等の活動支援 障がい者が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートの普及・啓発に努め、ピアサポーターの活動をピアカウンセリングやピアヘルパー等への、当事者の参画を支援します。	【移動・文言整理】 ・第6章-4-③から移動 ・現状にあわせて修正
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実	(現状と課題) ● 子どもの障がいを早期に発見し、障がい児が住み慣れた地域で暮らしながら、専門的な療育を身近なところで受けられる体制の充実が求められています。 ● 障がいの重度・多様化に伴い、児童の健康管理や機能訓練等について、医療・福祉関係機関等との連携を推進する必要があります。 (具体的な取り組み) ● 「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図ります。 ● 「子ども発達支援センター」を中心に、就学前から学童期、卒業後の進路指導など子どもの成長段階に応じた一貫した療育体制の確立に努めます。 ● 子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、自立した生活を目指した支援を行います。	(現状と課題) ● 1番は修正なし ● 障がいの重度・多様化に伴い、子ども児童の発達状況の把握・健康管理や機能訓練等について、医療・福祉関係機関等との連携を推進強化する必要があります。 ● 障がいのある子どもの放課後や夏休み等長期休業中の健全育成と、養育する家族等への支援制度の充実が求められています。 (具体的な取り組み) ● 3番目を1番目に入れ替える 【新】保護者の介護負担の軽減を図るための支援を充実します。	※中項目の名称を変更し、障がい児支援の充実を図ることを明確にする 【新規追加】 家族支援に関する課題を追加 【新規追加】 家族支援に関する取り組みの方向性を追加
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実	① 育児相談・健康診査の充実 障がいを早期に発見し、適切な相談・支援を行うため、フォローシステムを強化します。	① 育児相談・支援健康診査の充実 障がいを早期に発見し、適切な相談・支援を行うため、フォローシステムを強化します。	【文言整理】 項目名称を、記載内容にあわせて修正
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実	② 障がい児保育の充実 専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育園等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図り、保育園等での障がい児の受け入れを促進します。	② 修正なし	

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実		【新】 ③ 家族支援の充実 家族の介護負担の軽減を図るため、放課後等デイサービスや短期入所、日中一時支援事業、学童保育などの充実に努めます。 また、家族が障がいを受け入れることについて支援に取り組みます。	【新規追加】 家族支援は重要な取組みであるため、項目を新規追加。
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実	③ 子ども発達支援センター 平成20年度に開設した「子ども発達支援センター」において、障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。	③④ 子ども発達支援センターによる支援 平成20年度に開設した「子ども発達支援センター」において、障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。	【文言整理】
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実	④ 地域療育体制の整備 地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。さらに、障がい児等療育支援事業や「子ども発達支援センター」の活用により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。また、障がい児に対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。	④⑤ 修正なし ※概念図(プランP24)は修正予定	概念図については、法制度整備等に伴う文言修正を行う
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実	⑤ 重症心身障がい児(者)療育体制の整備 重度の障がい児(者)の生活を支援する施設が少ないため、県市相互の実施事業への受け入れを促進する等、社会資源の有効活用を図り、重症心身障がい児(者)通園事業やレスパイト事業の充実、保護者の介護技術指導への取組み等を促進します。	削除	【移動】 第3章-2-①「重症心身障がい児(者)の支援の充実」でまとめて記載する

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-3	地域療育体制の整備 障がい児支援の充実	-	【新】 ⑥ 障がい児支援に関するサービスの充実 障がいのある子どもが早い段階から身近な地域で必要な療育が受けられるよう、療育や訓練を行う障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)等、サービスの拡充を図ります。	【新規追加】 早期療育に関する項目を新規追加
2-4	障がい者の権利擁護	(現状と課題) ● 利用者本位の福祉サービスへの移行に伴い、障がい者の自己選択・自己決定に必要な情報を適切に提供し、利用者の利益を保護する制度が求められています。 ● 障がい者が安心して暮らせるように、人権と権利を擁護するための制度を身近なものとして周知し、普及する必要があります。	(現状と課題) ● 利用者本位の福祉サービスへの移行に伴い、障がい者の自己選択・自己決定に必要な情報を適切に提供し、利用者の利益を保護する制度が求められています。 ● 2番目修正なし	【文言整理】
		(具体的な取り組み) ● 障がい者が安心した日常生活を送れるように、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援体制の整備に努めます。 ● 障害者権利条約を踏まえ、障がい者への合理的配慮の重要性について周知に努めます。	(具体的な取り組み) ● 障がい者が安心した日常生活を送れるように、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援体制の整備に努めます。 ● 2番目修正なし	【文言整理】
2-4	障がい者の権利擁護	① 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) 判断能力が充分でない障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の周知・普及を図ります。	① 修正なし	

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-4	障がい者の権利擁護	② 権利保護に対する支援(成年後見制度) 障がい者の自己決定権の尊重等を保護するものとして、成年後見制度の周知・普及を図り活用を促進します。	② 権利保護に対する支援(成年後見制度) 障がい者の権利を保護するための、成年後見制度の周知及び適正な利用の促進を図ります。 <u>また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取組みます。</u>	【内容修正】 新たな取り組みに伴う修正
2-4	障がい者の権利擁護	③ 苦情解決体制の整備 障がい者が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。さらに、当事者やNPO等の第三者が苦情解決に参画できる仕組み作りを検討します。	③ 修正なし	
2-4	障がい者の権利擁護	④ 情報開示の適切な運用指導 開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択するうえで役に立つ情報が適切に開示されるよう事業者の指導に努めます。	④ 情報開示の適切な運用指導 開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択するうえで役に立つ情報が適切に開示されるよう事業者の指導に努めます。 <u>を徹底します。</u>	【文言整理】 自己評価については、実施公表することを条例にて義務付けたため。
2-4	障がい者の権利擁護	⑤ 福祉サービスの第三者評価 事業者が提供するサービスの質を、一定の基準に基づき客観的に評価し、結果を分かりやすく情報提供する、第三者機関による評価制度について普及を進めます。	⑤ 福祉サービスの第三者評価 事業者が提供するサービスの質を、一定の基準に基づき客観的に評価し、結果を分かりやすく情報提供する、第三者機関による評価制度について普及に努めます。 <u>実施を指導します。</u>	【文言整理】 第三者評価については条例で努力義務を規定したため。
2-4	障がい者の権利擁護	⑥ 地域福祉ネットワーク活動 校区社会福祉協議会と地域のボランティアや学識経験者等が協力した「地域福祉ネットワーク活動」を促進し、障がい者等からの相談への組織的な対応を図ります。	削除	【削除】 校区社会福祉協議会において「地域福祉ネットワーク会議」が設立されていないため。
2-4	障がい者の権利擁護	⑦ 身体障がい者及び知的障がい者相談員 障がいのある人が障がいのある人の生活全般や、福祉サービス利用などについての相談を行います。さらに、精神障がい者の相談にも対応できるように、精神保健福祉士による相談体制の整備に取り組みます。	⑦⑥ 修正なし	

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-4	障がい者の権利擁護	⑧ 民生委員・児童委員 地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。	⑧⑦ 修正なし	
2-4	障がい者の権利擁護	⑨ 虐待防止ネットワークの構築 熊本市障がい者自立支援協議会を中心に広い視点から虐待防止策を検討し、「虐待防止ネットワークの構築」を推進します。	⑨⑧ 虐待防止ネットワークの構築に関する取り組み 熊本市障がい者自立支援協議会を中心に広い視点から虐待防止策を検討し、「虐待防止ネットワークの構築」を推進します。 「熊本市虐待防止センター」を設置し、障がい者に対する虐待に関する通報等の受付や、虐待に関する啓発活動を行うなど、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。 また、「熊本市障がい者虐待防止連絡会議」において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。	【内容修正】 法制度整備に伴う新たな取り組みに修正
2-4	障がい者の権利擁護	-	【新】 ⑨ 障がい者を理由とする差別の解消 平成28年4月に施行される障害者差別解消法について、法に基づく地方公共団体における取組みに関する要領を策定するとともに、法の趣旨・目的等について市民への周知を図ります。	【新規追加】 法制度整備に伴う新規追加
2-5	在宅福祉サービスの充実	(現状と課題) ● 在宅福祉サービスについて、障がい者のニーズに応じたサービス提供体制の整備が必要です。 (具体的な取り組み) ● 「熊本市障がい福祉計画」に基き、新しいサービス体系による障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図ります。 ● 障害者自立支援法に基く福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施していきます。	(現状と課題) 修正なし (具体的な取り組み) ● 「熊本市障がい福祉計画」に基き、新しいサービス体系による障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図ります。 ● 障害者自立支援法障害者総合支援法に基づく福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施していきます。	【文言整理】 法制度整備に伴う変更

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-5	在宅福祉サービスの充実	① 訪問系サービスの拡充 在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)の質と量を確保します。	① 訪問系サービスの拡充 在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、 <u>同行援護</u> 、行動援護、重度障害者等包括支援)の質と量を確保します。	【文言整理】 法制度整備に伴う変更
2-5	在宅福祉サービスの充実	② 日中活動系サービスの拡充 障がい者一人ひとりが、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所の日中の介護サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。	② 日中活動系サービスの拡充 障がい者一人ひとりが、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所の日中の介護サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。	【文言整理】 法制度整備に伴う変更
2-5	在宅福祉サービスの充実	③ 移動支援の拡充 地域生活支援事業として、重度の視覚障がい・全身性の障がい及び知的障がいのある人が、社会参加等のために外出を必要とする場合に、ガイドヘルパーの派遣を行います。	③ 移動支援の拡充 地域生活支援事業として、重度の視覚障がい・全身性の障がい及び知的障がい、 <u>精神障がいのある人及び難病患者等</u> が社会参加等のために外出を必要とする場合に、 <u>ガイドヘルパー</u> の派遣を行います。外出支援を行います。	【内容修正】 ・H23.10月の同行援護の開始により、視覚障がい者は対象ではなくなった ・H25.4月より難病患者が対象に加わった
2-5	在宅福祉サービスの充実	④ 訪問入浴サービス 地域生活支援事業として、入浴が困難な重度の障がい児・者の家庭に移動入浴車を派遣し、在宅介護を支援します。	④ 修正なし	
2-5	在宅福祉サービスの充実	⑤ 日中一時支援事業 地域生活支援事業として、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等に対して日中における活動の場を提供します。	⑤ 修正なし	
2-5	在宅福祉サービスの充実	⑥ 熊本市障害者福祉センター(希望荘) 障がい児(者)のための相談や趣味・学習講座、地域との交流行事等を実施しており、今後も障がい者や地域住民と連携して各種事業の企画を行い、事業内容の充実を図ります。また、地域活動支援センターⅡ型として訓練や入浴のサービスを提供します。	⑥ 修正なし ※メニュー一覧(P29)は削除	

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-5	在宅福祉サービスの充実	⑦ 地域活動支援センター事業(I型) 地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで、社会参加・社会復帰への支援に努めます。	⑦ 修正なし ※事業所一覧(P29)は削除	
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	(現状と課題) ● 身体・知的障がい者福祉に比べて対応が遅れている精神障がい者福祉施策を、さらに充実していく必要があります。 ● 家族・地域・医療機関・行政のそれぞれの立場において、受入の条件が整えば退院可能とされる精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するための理解と支援が求められています。 ● 精神障がい者の在宅生活と社会参加・社会復帰を支援するうえで、保健福祉サービスや交流の場の充実を図る必要があります。 (具体的な取り組み) ● 精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図ります。	● 身体・知的障がい者福祉に比べて対応が遅れている障害者手帳交付状況の推移から、今後も、精神障がい者は増加する傾向にあり、精神障がい者への理解促進をはじめとした精神障がい者福祉施策をさらに充実していく必要があります。 ● 2番修正なし ● 3番修正なし	【内容修正】 現状にあわせて修正
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	① 精神障がいについての理解の普及 精神障がいについての偏見や差別をなくすため、正しい理解の普及を図ります。	① 修正なし	
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	② 精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充 「障害者自立支援法」により身体・知的・精神の3障がいに対する障害福祉サービスが一元化されたことから、サービス事業者等と連携して、立ち遅れている精神障がい者に対する各種サービスの質・量両面での充実を図ります。	② 精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充 「障害者自立支援法」により身体・知的・精神の3障がいに対する障害福祉サービスが一元化されたことから、サービス事業者等と連携して、立ち遅れている精神障がい者に対する各種サービスの質・量両面での充実を図ります。 発達障がいや、高次脳機能障がいなども含めた精神障がい者に対し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、制度の周知を行い、適切な利用を促進します。	【文言整理】 現状にあわせて修正

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	③ 当事者交流・活動の支援 精神障がい者の相互交流と社会参加を促すための障がい者の集い、障がい者サロンを各保健福祉センターで実施し、社会復帰への支援に努めます。	③ 当事者交流・活動の支援 精神障がい者の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の直成や日中活動・交流の場の情報提供を行い、 障がい者の集い、障がい者サロンを各保健福祉センターで実施し、社会復帰への支援に努めます。	【文言整理】 現状に合わせて修正
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	④ 精神保健福祉サービスの充実 集団精神療法、作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関と連携し、精神保健福祉サービスの充実を図ります。	削除	【削除】 第3章-4「精神保健医療施策の推進」と重複
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	⑤ 精神障がい者の社会復帰及び社会参加支援施設 障がい者の社会復帰及び社会参加を支援する施設については、「障がい福祉計画」に基づいて取り組みます。	削除	【削除】 障がい福祉計画に、社会参加支援施設に該当する項目はないため
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	⑥ 精神障がい者社会適応訓練 通院中の精神障がい者に対する職業・生活訓練については、熊本県や登録事業所との連携を密にし、協力事業所の開拓に努めます。	削除	【削除】 事業終了によるもの
2-6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	⑦ 家族の支援 家族に対し精神障がいについての正しい知識と理解を深め、適切な対応・支援ができるよう、また家族自身への精神的支援も含めて家族教室を実施します。	⑦④ 修正なし	

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
2-7	福祉に携わる人材の養成	(現状と課題) ● 障がい者の地域生活と社会参加を促進するうえで、在宅生活や社会活動を支援する人材の養成と確保が必要です。 ● 行政や社会福祉施設等の職員の確保や資質の向上を図る必要があります。	修正なし	
		(具体的な取り組み) 記載なし	【新】 障がい者の在宅生活や社会参加を支援するため、福祉に携わる人材の確保と、資質の向上に努めます。	【新規追加】 現プランに具体的な取り組みの記載がなかったため追加
2-7	福祉に携わる人材の養成	① 日常生活を支援する人材の養成 障がい者の在宅生活を支援するホームヘルパーに対する実習の受入や、外出や社会参加を支援するガイドヘルパーの養成を行います。	① 日常生活を支援する人材の養成 障がい者の在宅生活を支援するホームヘルパーに対する実習の受入や、外出や社会参加を支援するガイドヘルパーの養成を行います。 <u>平成25年度から障がい者の範囲に加わった難病患者等への支援に取組むため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を行います。</u>	【内容修正】 ホームヘルパーの実習受入れ実績はなく、ガイドヘルパー養成研修は終了した(同行援護の創設により、県で同行援護従業者養成研修が行われるようになった)ため、記載内容を修正。
2-7	福祉に携わる人材の養成	② 社会参加等を支援する人材の養成 障がい者のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、スポーツや文化活動等の指導者や支援者の養成を行います。	② 修正なし	
2-7	福祉に携わる人材の養成	③ 福祉に携わる職員の資質の向上 行政や施設の職員に対して、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。	③ 修正なし	

第3章 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
3-1	保健活動の推進	(現状と課題) ● 生活習慣病による障がいを防止するため、メタボリックシンドローム予防の視点をもとに、生活行動の変容が可能になるような施策展開が必要です。 ● 健康についての個別相談や、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実が求められています。	(現状と課題) ● 生活習慣病による内部障がい等を防止するため、 <u>メタボリックシンドローム予防の視点をもとに、生活行動の変容が可能になるような生活習慣の改善、疾病の予防や早期発見、適切な指導や治療を促すための施策展開が必要です。</u> ● 2番修正なし	【内容修正】 メタボリックシンドローム予防に限定しない記載に修正
		(具体的な取り組み) 記載なし	【新】 障がいの原因となる疾病の予防等に取り組みます。	【新規追加】 現行プランに具体的な取り組みの記載がなかったため追加
3-1	保健活動の推進	① 疾病の予防 育児教室、育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。 また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。	① 修正なし	
3-1	保健活動の推進	② 早期発見・適切な対応 乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。	② 修正なし	
3-2	医療・リハビリテーション体制の整備	(現状と課題) ● ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションが、地域においても継続して受けられる体制を整備する必要があります。 ● 障がい児(者)の口腔の健康とQOL(生活の質)の向上を図るうえで、歯科保健医療を充実する必要があります。 ● 医療機関と保健・福祉サービス提供機関との相互の連携強化が求められています。	(現状と課題) ● 1番修正なし ● 2番修正なし ● 重症心身障がい児・者や難病患者の支援も含め、医療機関と保健・福祉サービス提供機関との相互の連携強化などによる支援の強化が求められています。	【内容修正】 連携だけではなく、支援の強化という記載に修正
		(具体的な取り組み) 記載なし	(具体的な取り組み) 【新】 必要とされる医療やリハビリテーションを適切に受けることができる環境の整備に努めます。	【新規追加】 現行プランに具体的な取り組みの記載がなかったため追加

第3章 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
3-2	医療・リハビリテーション体制の整備	① 医療との連携強化 重度心身障がい児(者)の地域での生活を支援するため、医療との連携について検討を行います。	① 医療との連携強化 重度心身障がい児(者)の地域での生活を支援するため、医療との連携について検討を行います。 ① 重症心身障がい児(者)の支援の充実 重症心身障がい児(者)及びその家族に対する本市及び医療・保健・福祉による総合的な支援体制を確保し、短期入所の充実方策や療育・リハビリテーション機関の確保策について検討をすすめます。	【内容修正】 熊本市重症心身障害児等在宅支援検討会の検討結果を受けて修正
3-2	医療・リハビリテーション体制の整備	② 医療費の助成 障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。(育成医療費助成、更生医療費助成、重度心身障害者医療費助成、精神通院医療費助成)	② 修正なし	
3-2	医療・リハビリテーション体制の整備	③ 地域リハビリテーションサービスの充実 障害者福祉センター(希望荘)などを活用し、保健福祉センター等の関係機関が連携をとりながら、適切な地域リハビリテーションサービスの提供を行います。	③ 地域リハビリテーションサービスの充実 障害者福祉センター(希望荘)などを活用し、保健福祉センター等の関係機関が連携をとりながら、適切な地域リハビリテーションサービスの提供を行います。	【文言整理】
3-2	医療・リハビリテーション体制の整備	④ 歯科保健医療の推進 歯科保健に関する知識の普及を図り、保健福祉センターでは未就学児を対象として、フッ化物の塗布を行っています。 さらに、歯科医療については、熊本市民病院や熊本大学医学部附属病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本県口腔保健センター及び各歯科医療機関との連携強化を図り、歯科保健医療体制を充実します。	④ 歯科保健医療の推進 歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所保健福祉センターで未就学児等を対象に、むし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。 また、親の会等と連携し、障がい児(者)の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。 さらに、歯科医療については、障がい児(者)が安心して診療を受けることができる歯科医療機関の情報提供を行うとともに、熊本市民病院や熊本大学医学部附属病院、国立病院機構熊本医療センター、医療機関や熊本県口腔保健センター、市歯科医師会との連携強化を図り、歯科保健医療体制を充実します。	【内容修正】 現状にあわせて記載内容を充実

第3章 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
3-2	医療・リハビリテーション体制の整備	⑤ 難病対策の推進 難病患者の療養状況の把握や訪問指導、電話による相談等を行う保健福祉センター等の窓口機能を充実するとともに、専門医療機関やかかりつけ医、地域の関係機関(者)、熊本県難病相談支援センター等との連携を図り、難病患者が安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。 また、難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、難病医療相談会等の開催を行います。	移動	【移動】 第3章-3「難病患者への支援」に移動
3-2	医療・リハビリテーション体制の整備	⑥ 二次障がいの予防 一次障がい(既存の障がい)から生じる合併症や日常生活能力の低下(二次障がい)を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境について、正しい知識の普及に努めます。	⑥⑤ 修正なし	

第3章 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
3-3	難病患者への支援	項目新設 (具体的な取り組み)	【新】平成25年4月に新たに障がい者の範囲に加わった難病患者への支援の拡充と、難病に対する理解促進の取り組みが求められています。	【新規追加】 法制度整備に伴う新規追加
			【新】難病に対する理解を深めるための取り組みや、患者同士が情報交換を行う機会の提供に努めます。 【新】関係機関との連携による支援体制を整備するとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。	”
3-3	難病患者への支援	⑤ 難病対策の推進 難病患者の療養状況の把握や訪問指導、電話による相談等を行う保健福祉センター等の窓口機能を充実するとともに、専門医療機関やかかりつけ医、地域の関係機関(者)、熊本県難病相談支援センター等との連携を図り、難病患者が安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。 また、難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、難病医療相談会等の開催を行います。	① 難病対策の推進 難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問指導や、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行う患者会への支援を行います。→電話による相談等を行う保健福祉センター等の窓口機能を充実するとともに、 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定に伴い、県と連携して支援体制を整備するとともに、専門医療機関やかかりつけ医、地域の関係機関(者)、熊本県難病相談支援センター等との連携を図ります。→難病患者が安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。 また、難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、難病の医療相談会等の開催を行います。	【移動・内容修正】 ・3章-2-⑤から移動 ・法制度整備に伴う文言追加
3-3	難病患者への支援		【新】 ② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援 難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮しながら、適切な利用を支援します。	【新規追加】 法制度整備に伴う新規追加

第3章 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
3-3 3-4	精神保健・医療施策の推進	(現状と課題) ● 精神科デイケア実施機関との連携を強化し、利用者サービスの向上を図る必要があります。 ● 自殺の増加や思春期・青年期の「社会的ひきこもり」等、心の健康に関連する問題が増えており、相談体制の充実が望まれています。 ● 交通外傷等による高次脳機能障害等の相談・診断体制の整備が必要です。 ● 広汎性発達障害の早期発見と、療育体制の整備が望まれます。	(現状と課題) ● 精神科デイケア実施機関との連携を強化し、利用者サービスの向上を図る必要があります。 ● 自殺の増加や思春期・青年期の「社会的ひきこもり」等、心の健康に関連する問題が増えており、相談体制の充実が望まれています。 ● 交通外傷等による高次脳機能障害等の相談・診断体制の整備が必要です。 ● 多様化する精神科医療へのニーズに対応するため、精神科医療機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要があります。 ● うつ病をはじめ、アルコール・薬物等の依存症や高次脳機能障害など、様々な相談に対する支援の充実が必要です。 ● 思春期・青年期の「ひきこもり」等、心の健康に関連する問題が増えており、相談体制の充実が望まれています。 ● 広汎性発達障害がいの早期発見と、療育体制の整備が望まれます。 ● 自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患の影響も明らかにされており、自殺予防の観点からの事業の充実も必要です。	【内容修正】 現状にあわせて修正
		(具体的な取り組み) 記載なし	(具体的な取り組み) 【新】保健、医療、福祉に係る関係機関が連携し、様々な精神障がいに関する相談に対応する等、精神保健福祉サービスの充実を図るとともに、ひきこもりや発達障がい等への専門的な支援の充実に努めます。	【新規追加】 現行プランに具体的な取り組みの記載がなかったため追加
3-3 3-4	精神保健・医療施策の推進	① 精神保健福祉サービスの充実 集団精神療法、作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関や地域活動支援センター等と連携し、精神保健福祉サービスの充実を図ります。	① 精神科医療機関等との連携の強化 緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、更には、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や地域活動支援センター等との連携による支援の充実を図ります。	【内容修正】 現状と課題に対応する具体的な取組みとして、内容を修正

第3章 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
3-3 3-4	精神保健・医療施策の推進	② 相談支援体制 職場・学校・保健福祉センター等における相談体制の充実と、専門家による支援体制の整備を行います。	②相談支援体制 職場・学校・区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・相談支援事業所保健福祉センター等における相談体制の充実に努めます。専門家による支援体制の整備を行います。	【文言整理】 現状にあわせて修正
3-3 3-4	精神保健・医療施策の推進	-	【新】 ③ 依存症の対策 医療につながりにくい依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等)の相談体制の充実や、関係機関との連携を行い、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	【新規追加】 現状と課題に対応する具体的な取り組みとして、新規追加
3-3 3-4	精神保健・医療施策の推進	③ 社会的ひきこもりへの対策 思春期・青年期における不登校や社会的ひきこもりの対策として、「社会的ひきこもり対応ネットワーク連絡会」の開催や訪問相談等を行い相談体制の整備・充実を図ります。	③④ 社会的ひきこもりへの対策 思春期・青年期における不登校や社会的ひきこもりの対策として、熊本市ひきこもり支援センター「りんく」を開設し、電話・来所・訪問相談や関係機関との連携を行い、「社会的ひきこもり対応ネットワーク連絡会」の開催や訪問相談等を行い相談体制の整備・充実を図ります。	【内容修正】 新たな取り組みの追記と現状にあわせて修正
3-3 3-4	精神保健・医療施策の推進	④ 高次脳機能障害への対応 高次脳機能障害の相談を受けるとともに総合相談窓口(熊本県精神保健福祉センター)や熊本県高次脳機能障害支援センター、医療機関と連携し、専門相談への対応を図ります。	④⑤ 高次脳機能障害への対応 高次脳機能障害の相談を受けるとともに総合窓口(熊本県精神保健福祉センター)や熊本県高次脳機能障害支援センター、医療機関と連携し、専門相談への対応を図ります。	【文言整理】 現状にあわせて修正
3-3 3-4	精神保健・医療施策の推進	⑤ 広汎性発達障害等への対応 「発達障害者支援法」を踏まえ、広汎性発達障害等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。	⑤⑥ 広汎性発達障がい等への対応 「発達障害者支援法」を踏まえ、広汎性発達障がい等等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。	【文言整理】 適切な表現に修正

第3章 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
3-3 3-4	精神保健・ 医療施策 の推進	⑥ 自殺予防への対策 「自殺対策基本法」を踏まえ、自殺予防対策として「熊本市自殺予防 対策連絡会」等の活動を充実します。	⑥⑦ 自殺予防への対策 「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、自殺予 防対策として「熊本市自殺予防対策連絡会」等の活動を充実しま す。自殺予防週間等を活用した啓発事業の実施、ゲートキーパー養 成等の人材育成事業や自死遺族支援、更には「熊本市自殺対策連 絡協議会」の実施等による連携した取組みを推進します。	【内容修正】 自殺総合対策大綱の重点施策を踏まえて 文言修正
3-3 3-4	精神保健・ 医療施策 の推進	-	【新】 ⑧ 認知機能リハビリテーションの実施 「統合失調症の認知機能リハビリテーション」を取り入れた就労準 備デイケアを行うとともに、関係機関との連携を図り、精神障がい者 の社会復帰支援体制を充実させます。	【新規追加】 新たな取組みに伴う新規追加

第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり【生活環境】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
4-1	住環境の整備	(現状と課題) ● 障がい者が住み慣れた地域の中で自立生活を送るには、住まいの確保が必要であるため、障がいの態様に応じた公共住宅の供給や、民間住宅のバリアフリー化等の促進が求められています。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● 障がい者の住まいを確保し、住戸のバリアフリー化を行う等、住環境の整備を推進します。	修正なし	
4-1	住環境の整備	① 障がい者住宅改造費助成 住宅を住みやすく改造する場合に、リフォームヘルパーの派遣と費用の一部助成を行います。	① 障がい者住宅改造費助成 住宅を住みやすく改造する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び改造費用の一部助成を行います。	【文言整理】 適切な表現に修正
4-1	住環境の整備	② 公営住宅の活用 高齢者や障がい者等の住宅弱者対策として、1階への優先的入居、単身者向け住宅・ハーフメイド住宅の供給を行います。さらに、市営住宅のグループホームとしての活用や公的保証人制度の検討を行います。	② 公営住宅の活用 高齢者や障がい者等の住宅弱者対策として、1階への優先的入居、単身者向け住宅・ハーフメイド住宅の供給を行います。さらに、市営住宅のグループホームとしての活用や公的保証人制度の検討を行います。	【文言整理】 現状にあわせて修正
4-2	ユニバーサルデザインの推進	(現状と課題) ● 「すべての人にやさしく安全なまちづくり」に向けて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」を踏まえ、公共建築物や道路、民間建築物等における福祉環境整備の促進を図り、総合的に福祉の視点を組み入れたまちづくりを進める必要があります。 ● 障がい者が利用しやすい公共交通機関の整備や、自家用車による移動への利便性の向上が求められています。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● だれもが使い勝手の良いユニバーサルデザイン(UD)を取り入れ、計画の段階から障がいのある当事者の参画を得ながら、やさしいまちづくりの推進を図ります。	修正なし	

第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり【生活環境】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
4-2	ユニバーサルデザインの推進	① 公共施設等の整備 市施設の改善・整備を行い高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりを進めます。さらに、多目的トイレ(オストメイト及び音声誘導装置付き等)の設置など、バリアフリー化による誰もが利用しやすい環境の整備を推進します。	① 修正なし	
4-2	ユニバーサルデザインの推進	② 民間建築物の整備 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の誘導基準、県条例の付加基準を満たす特別特定建築物の整備費等の一部を助成します。	② 民間建築物の整備 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の誘導基準、県条例の付加基準を満たす特別特定建築物の整備費等不特定多数の方が利用する既存建築物のユニバーサルデザイン化改修工事費の一部を助成します。	【内容修正】 現状にあわせて修正
4-2	ユニバーサルデザインの推進	③ 安全で快適な道づくり 歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。また、路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。	③ 修正なし	
4-2	ユニバーサルデザインの推進	④ 公共交通・移送手段の利便性の向上 障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス等の導入を促進します。また、市電電停の拡幅によるバリアフリーを促進します。	④ 公共交通・移送移動手段の利便性の向上 障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス等の導入を促進します。また、市電電停の拡幅によるバリアフリーを促進します。 また、段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。	【文言整理】 現状にあわせて修正

第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり【生活環境】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
4-3	緊急時における障がい者への支援	(現状と課題) ● 障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防犯・防災体制づくりへの取り組みが求められています。 (具体的な取り組み) ● 災害時に自力避難が困難な障がいのある人が安全に避難ができるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。	修正なし 修正なし	
4-3	緊急時における障がい者への支援	① 地域における避難支援体制づくり 支援を必要とする障がいのある人等からの申請に基づく災害時要援護者名簿を地域の方々と共有するとともに、地域と協力しながら避難支援者や支援方法を定める個別避難支援プランを作成し、共助による支援体制を築きます。	① 地域における避難支援体制づくり 支援を必要とする障がいのある人等からの申請に基づく災害時要援護者名簿を地域の方々と共有するとともに、地域と協力しながら避難支援者や支援方法を定める個別避難支援プランを作成し、共助による熊本市地域防災計画に基づき市において「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿に掲載される災害時に支援を必要とする障がい者に対し、本人同意に基づき、平常時からの情報提供及び個別避難支援プランの作成を推進し、災害時の支援体制を築きます。	【内容修正】 現状にあわせて修正
4-3	緊急時における障がい者への支援	② 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備 高齢者等安全なくらし連絡会議を中心に、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯・防災体制づくりを推進します。	② 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備 高齢者等安全なくらし連絡会議を中心に、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯・防災体制づくりを推進します。	【文言整理】 高齢者等安全なくらし連絡会議は開催されていないため
4-3	緊急時における障がい者への支援	③ 施設における防災体制の整備 施設の所有者や管理者に対し、障がい者の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導体制の確立を図るとともに、防災・防火意識の高揚に努めます。	③ 修正なし	
4-3	緊急時における障がい者への支援	④ 点字文書による防災指導小冊子の発行 火災や緊急時の連絡方法等を記載した点字版の小冊子を配布します。	④ 修正なし	

第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり【生活環境】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
4-3	緊急時における障がい者への支援	⑤ 緊急通報システム貸与事業 単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制の対応を行います。	⑤ 修正なし	
4-3	緊急時における障がい者への支援	⑥ 障がい者専用ファクシミリ 聴覚・言語機能障がい者のための、ファクシミリによる緊急通報の普及を図ります。	⑥ 障がい者専用ファクシミリ 聴覚・言語機能障がい者のための、ファクシミリによる緊急通報の普及を図ります。	【文言整理】 ⑥⑦を統合し整理
4-3	緊急時における障がい者への支援	⑦ 携帯メール119番 聴覚・言語機能障がい者のための、携帯電話のメールを利用した緊急通報の普及を図ります。	⑦ 携帯メール119番 聴覚・言語機能障がい者のための、携帯電話のメールを利用した緊急通報の普及を図ります。 ⑤ FAXや携帯メールを活用した緊急通報の利用促進 音声(言葉)での通報が困難な方々に、FAXや携帯メールによる119番通報の利用促進を図ります。	
4-3	緊急時における障がい者への支援		【新】 ⑦ 福祉避難所の拡充 災害発生時に、体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方々(要援護者)の受入れを行う場として、事業所との協定に基づき「福祉避難所」を開設することで、避難支援体制の整備を図ります。	【新規追加】 新たな取り組みに伴う新規追加

第5章 生涯にわたる教育等の支援体制【教育・育成】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
5-1	特別支援教育の推進	従来の「特殊教育」の対象に加えてLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、高機能自閉症等の発達障がいを含む、障害のある全ての児童に対し、「特別支援教育」として、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行います。なお、特別支援教育の推進にあたっては、今後も文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」等を活用しながら、支援体制のより一層の充実を図ります。	削除	【削除】 他の章と構成をあわせる
5-1	特別支援教育の推進	(現状と課題) ● 障がいに応じた多様な教育を展開するため、教育環境の整備・充実や教育内容の創造、指導方法等の工夫・改善を図るとともに、一人一人の社会参加を展望した進路指導の充実を図る必要があります。 ● 障がいのある児童の放課後や夏休み等長期休業中の健全育成と、養育する家族等への支援制度の充実が求められています。 (具体的な取り組み) ● 学校教育法等の改正を踏まえ、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の実現を目指して、教育環境の整備等の充実を図ります。	● 障がいに応じた多様な教育を展開するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、教育環境の整備・充実や教育内容の創造、指導方法等の工夫・改善を図り、るとともに、一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するを展望した進路指導の充実を図る必要があります。 ● 2番目は、第2章-3に移動	【文言整理】 適切な表現に修正
5-1	特別支援教育の推進	① 教育相談体制の充実 生涯にわたって質の高い生活が送れるように、障がいの状態に応じた教育相談体制を充実します。 障がいの状態に応じた就学ができるよう、子ども発達支援センターを中心に一貫した就学前相談を実施します。 児童生徒の療育・教育上の諸問題について、保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。 医療・保健・福祉等の専門家による、就学相談のためのネットワークの整備に取り組みます。	① 教育相談体制の充実 生涯にわたって質の高い生活が送れるように、障がいの状態に応じた教育相談体制を充実します。 障がいの状態に応じた適切な就学ができるようを支援するため、教育相談室が子ども発達支援センター等と連携して発達やを中心に一貫した就学に関する前相談を実施します。 児童生徒の療育・教育上の諸問題について、保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。 医療・保健・福祉等の専門家による、就学相談のためのネットワークの整備に取り組みます。 特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を実施します。また、区役所等関係部署と連携し、希望する保護者に対し、就学についての情報提供の充実を図ります。	【内容修正】 教育相談について追記

第5章 生涯にわたる教育等の支援体制【教育・育成】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
5-1	特別支援教育の推進	② 就学指導委員会 就学指導委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な就学のための調査・審議を行います。	② 就学指導委員会 就学指導委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な就学のための調査・審議を行います。	【文言整理】 適切な表現に修正
5-1	特別支援教育の推進	③ 校内支援体制の充実 各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名すると共に、具体的支援の計画検討などを行う校内委員会を設置します。	③ 修正なし	
5-1	特別支援教育の推進	④ 障がいのある児童生徒のための施設等環境整備 障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、施設・設備の改善や整備を進めます(トイレの改修、スロープ設置、階段昇降機設置等)。	④ 障がいのある児童生徒のための施設等環境整備 障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、施設・設備の改善や整備を進めます(トイレの改修、スロープ設置、階段昇降機設置(校舎の増改築・新築時にはエレベーター設置)等)。	【文言整理】 現状にあわせて修正
5-1	特別支援教育の推進	⑤ 進路指導の充実 一人一人の児童生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	⑤ 修正なし	
5-1	特別支援教育の推進	⑥ 学童保育の充実 放課後や長期休業中における障がいのある児童の健全育成と保護者の負担軽減のため、学童保育の充実を図ります。保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対して、適切な遊びと生活の場を設け、その健全な育成を図ることを支援します。	削除	【移動】 第2章-3-⑤「家族支援の充実」に盛り込む

第5章 生涯にわたる教育等の支援体制【教育・育成】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
5-1	特別支援教育の推進	-	【新】 ⑥ 市立特別支援学校の整備 障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、その時点で <u>の教育的ニーズに最も的確に応える「多様な学びの場」を確保する</u> <u>とともに、市内の特別支援教育の充実を図るための施設として、市</u> <u>立特別支援学校の整備を行います。</u>	【新規追加】 新たな取り組みに伴う新規追加
5-2	教育関係者への理解啓発の推進	(現状と課題) ● 重度化・多様化する障がいへの教育関係者の共通理解と、教育的支援の充実が求められています。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● 障がいのある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、教育関係者の研修等に取り組みます。	修正なし	
5-2	教育関係者への理解啓発の推進	① 教職員研修 障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター養成研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。	① 教職員研修 障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター養成研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。	【文言整理】 適切な表現に修正
5-2	教育関係者への理解啓発の推進	② 発達障がいの理解推進 「学習障害(LD)児理解のために」や「ADHD・高機能自閉症の理解と支援のために」等の冊子を教職員(幼・小・中)に配布し、発達障がいに対する教職員の理解促進を図ります。	② 発達障がいの理解推進 「学習障害(LD)児理解のために」や「ADHD・高機能自閉症の理解と支援のために」等の冊子「子どもたちの理解と支援のために」(小学校版)や「ともに支える特別支援教育をめざして」(中学校版)のリーフレットを教職員(幼・小・中)に配布し、発達障がいに対する教職員の理解促進を図ります。	【文言整理】 現状にあわせて修正

第5章 生涯にわたる教育等の支援体制【教育・育成】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
5-3	生涯学習の振興	(現状と課題) ● 市民一人一人が自己の実現を目指し、自らが進んで学ぶ生涯学習活動への支援が望まれています。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● 障がい者の生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図ります。	修正なし	
5-3	生涯学習の振興	① 学習機会の提供 障がいのある人への学習機会の提供と内容の充実を検討します。また、各種生涯学習事業の中で、障がいについての理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人と障がいのない人がともに交流しながら学習し合う事業の実施についても検討します。	① 学習機会の提供 障がいのある人への学習機会の提供と内容の充実を検討します。また、各種生涯学習事業の中で、障がいについての理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人と障がいのない人がともに交流しながら学習し合う事業の実施についても検討します。	【内容修正】 理解啓発、交流活動については、第1章で記載しているので整理
5-3	生涯学習の振興	② 自主活動への支援 障がい者のグループや団体による自主講座等の開催を支援します。また、依頼に応じて市職員等を派遣する「ふれあい出前講座」の利用促進に努めます。	② 自主活動への支援 障がい者のグループや団体による自主講座等の開催を支援します。また、依頼に応じて市職員等を派遣する「ふれあい出前講座」の利用促進に努めます。 「出前講座」の実施等により障がい者のグループや団体の自主活動を支援します。	【文言整理】 「ふれあい出前講座」を「出前講座」と一般化することで、各課実施分も含める。

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-1	雇用の場の確保	(現状と課題) ● 障がい者の一般就労を促進するために、関係機関との連携のもとに、雇用環境の充実に図る必要があります。 ● 障がい者の雇用情勢が厳しくなっていることから、雇用を促進するため、障がい者雇用事業所等の安定的運営に向けた支援が求められています。	(現状と課題) ● 1番目は修正なし ● 障がい者の雇用は依然として厳しいことから、事業所等への雇用情勢が厳しくなっていることから、雇用を促進するため、障がい者雇用事業所等の安定的運営に向けた支援が求められています。	【文言整理】 現状にあわせて修正
		(具体的な取り組み) ● 障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がい者の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。	(具体的な取り組み) ● 1番目は修正なし ● 障害者雇用促進法や、障害者優先調達推進法など、新たな法制度の周知を図ります。	【新規追加】 法制度整備に伴う新規追加
6-1	雇用の場の確保	① 事業主への啓発 障がい者雇用支援月間(9月)等を中心に、市内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。また、精神障がい者の雇用対策強化の改正障害者雇用促進法などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。	① 事業主への啓発 障がい者雇用支援月間(9月)等を中心に、市内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、継続的な雇用ができるよう障がい者雇用に関する支援制度や障がい特性等を周知のうえ、市内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、雇用の場の開拓及び継続的な雇用への協力を要請します。また、精神障がい者の雇用対策強化の改正障害者雇用促進法などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。	【文言整理】 障がい者雇用支援月間のみならず通年を通して理解促進を図っているため。
6-1	雇用の場の確保	② 各種助成制度の周知徹底 関係機関と連携しながら、障害者雇用納付金制度に基づく助成や特定求職者雇用開発助成金制度など障がい者雇用を促進する各種制度の周知徹底を図ります。	② 各種助成制度の周知徹底雇用に当たっての支援 関係機関と連携しながら、求人と求職者のマッチングを行うとともに、障害者雇用納付金制度に基づく助成や特定求職者雇用開発助成金制度など障がい者雇用を促進する各種制度の周知徹底を図ります。 また、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、障がい者を雇用する企業の活動を応援します。 さらに、市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がい者の雇用促進に努めている事業所に対し、業者選定における優遇措置を検討します。	【内容修正】 「障がい者雇用事業所の支援」の視点から、6章-1-④と合わせて整理

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-1	雇用の場の確保	③ 公共機関での障がい者雇用の促進 市における障がい者雇用について、法定雇用率の確保に努めます。	③ 公共機関での障がい者雇用の促進 市における障がい者雇用について、法定雇用率の確保を図ります。 また、採用にあたっては、試験の実施方法等において必要な配慮を行うよう努めるとともに、障がい者が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組めます。	【内容修正】 採用等にあたっての配慮について追記
6-1	雇用の場の確保	④ 障がい者雇用事業所への支援 市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がい者の雇用促進に努めている事業所に対し、業者選定における優遇措置を検討します。 市内在住の障がい者を公共職業安定所(ハローワーク)を介して常雇用した市内の事業主に対し、国の助成金とは別に市でも奨励金を交付しています。今後も事業主に対する事業の普及啓発に努めます。	移動	【移動】 6章-1-②に統合
6-1	雇用の場の確保	① テレワークの普及 情報通信技術を活用した遠隔型のワークスタイル(テレワーク)の普及を図り、障がい者が在宅でできる仕事の創出に努めます。また、熊本県の「チャレンジ・テレワーク推進事業」を介して仕事の発注や普及啓発等を行い、障がい者の就労を支援します。	④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出 障がい者の雇用の場を確保するため、在宅でできる仕事など、障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出に努めます。	【移動・内容修正】 ・6章-4-①から移動 ・テレワークに限定した記載を整理
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	(現状と課題) ● 一般就労への移行を希望する障がい者に、雇用機会や訓練指導等の支援充実を図る必要があります。就労の初期段階における支援制度を充実し、職場への定着を図る必要があります。 (具体的な取り組み) ● 「熊本市障がい福祉計画」に基き、サービス事業者との連携のもと、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の一般就労を促進するための各種サービスの充実を図ります。 ● 関係機関との連携のもと、就労に関わる相談や就労定着指導等を行い、障がい者の一般就労への移行及び定着・継続を支援します。	(現状と課題) ● 1番目は修正なし 【移動】 就労希望者に適切な求人情報が伝わり、障がい者の雇用が促進されるよう、求職活動への支援が必要です。 【新】 難病や発達障がい等の多様な障がいに対応することができる体制の整備が求められています。 (具体的な取り組み) ● 1番目は修正なし ● 関係機関との連携のもと、障がい者就労・生活支援センターにおける情報発信や相談機能の向上を図り、就労に関わる相談や就労定着指導等を行い、障がい者の一般就労への移行及び定着・継続を支援します。 【新】 難病患者や発達障がい者等の相談に対応するため、専門機関との連携を強化します。	【移動】 6章-5「就労に関する相談・支援の充実」と統合 【新規追加】 難病、発達障がいへの対応について新規追加 【内容修正】 就労・生活支援センターについて追記 【新規追加】 難病、発達障がいへの対応について新規追加

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	① 就労移行支援事業 一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行う事業であり、授産施設等からの当該事業への円滑な移行を促進します。	① 就労移行支援事業 一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行います。当該事業であり、授産施設等からの当該事業への円滑な移行を促進します。	【内容修正】 現状にあわせて修正
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	② 就労継続支援事業(A型・雇用型) 就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用には結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基く就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う事業です。福祉工場等からの当該事業への円滑な移行を促進します。	② 就労継続支援事業(A型・雇用型) 就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用には結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基く就労機会を提供します。するとともに、一般就労への移行支援等を行う事業です。福祉工場等からの当該事業への円滑な移行を促進します。	【内容修正】 現状にあわせて修正
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	③ 職親制度(知的障がい者) 知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、職親(登録事業主)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性の向上を図ります。さらに、事業の周知を行い、制度の利用を促進するとともに、新規の職親登録を進めます。	削除	【削除】 就労移行支援事業による訓練等に移行し、利用者がいないため。
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	④ 職場定着と継続就労への支援 障がい者の職場への定着と就労の継続を支援するため、公共職業安定所(ハローワーク熊本)や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用(障害者試行雇用事業)や職場適応援助者(ジョブコーチ)等の障がい者・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。	④③ 職場定着と継続就労への支援 障がい者の職場への定着と就労の継続を支援するため、公共職業安定所(ハローワーク熊本)や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用(障害者試行雇用事業)や職場適応援助者(ジョブコーチ)等の障がい者・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。 <u>障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、関係機関と連携して就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。</u>	【内容修正】 現状にあわせて修正

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	⑤「チャレンジ雇用」 市において、知的障がい者や精神障がい者を嘱託員として1年間雇用し、一般就労に向けての経験を積む為の「チャレンジ雇用」を実施します。	⑤「チャレンジ雇用」 ④ 障がい者嘱託員雇用 市において、知的障がい者や精神障がい者を嘱託員として1年間雇用し、一般就労に向けての経験を積む機会の確保・充実に図ります。さらに、専門のジョブコーチを配置することで、支援の充実に図ります。為の「チャレンジ雇用」を実施します。	【内容修正】 現状にあわせて修正
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	① 求人・求職者情報の提供 職業安定所との連携を図り、「しょうがいしゃ求人あんない」等により求人情報を提供し、就労相談に応じます。さらに、情報機器等を活用した検索情報の充実を関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できる環境づくりを促進します。	【移動】 ⑤ 求人・求職者情報の提供 職業安定所との連携を図り、「しょうがいしゃ求人あんない」等により求人情報を提供し、就労相談に応じます。さらに、情報機器等を活用した検索情報の充実を関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できる環境づくりを促進します。 障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。	【移動・内容修正】 ・第6章-5-①から移動 ・現状にあわせて修正
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	② 就労関係機関との連携強化 熊本障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所(ハローワーク熊本)、熊本障害者職業センター等の障がい者の就労や生活支援に関する各種関係機関との連携強化を図ります。	【移動】-就労関係機関との連携強化 ⑥ 関係機関との連携による相談支援 熊本障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所(ハローワーク熊本)、熊本障害者職業センター等の障がい者の就労や生活支援に関する各種関係機関との連携強化を図ります。 障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。	【移動・内容修正】 ・第6章-5-②から移動 ・就労・生活支援センターの機能を記入
6-2	一般就労への移行と定着・継続への支援	-	【新】 ⑦ 難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実 難病や発達障がい等の多様な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。	【新規追加】 法制度整備に伴う新規追加

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-3	福祉的就労への支援	(現状と課題) ●一般就労が困難な障がい者の就労や交流活動等の場として、福祉的就労事業所等の充実を図る必要があります。	(現状と課題) ●一般就労が困難な障がい者の就労や交流活動等の場として、福祉的就労事業所等の充実を図る必要があります。 【新】障がい者の工賃水準向上のための取組みを強化する必要があります。	【新規追加】 工賃水準向上の取組み強化の明確化
		(具体的な取組み) ●「熊本市障がい福祉計画」に基き、サービス事業者との連携のもと、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保を図ります。	(具体的な取組み) ●「熊本市障がい福祉計画」に基き、サービス事業者との連携のもと、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の充実確保を図ります。 【新】障がい者の工賃水準向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく取組みや、障がい者施設の商品力の向上、販路拡大などの支援に取組みます。	【新規追加】 工賃水準向上の取組み強化の明確化
6-3	福祉的就労への支援		【新】 ① 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進 障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。 また、企業等に対する施設で提供できる物品等の情報提供により、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。	【新規追加】 法制度整備に伴う新規追加
6-3	福祉的就労への支援	① 就労継続支援事業(B型・非雇用型) 年齢や体力面で一般就労が難しい障がい者等を対象に、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する事業であり、授産施設等からの当該事業への円滑な移行の促進を図ります。また、工賃水準の引き上げ促進に努めます。	④② 就労継続支援事業(B型・非雇用型) 年齢や体力面で一般就労が難しい障がい者等の働く機会を確保するため、を対象に、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する就労継続支援事業(B型・非雇用型)の充実を図ります。事業であり、授産施設等からの当該事業への円滑な移行の促進を図ります。 また、施設利用者の工賃向上を図るため、本市の庁内各課における障がい者就労施設等からの物品等の積極的な調達を進めるとともに、障がい者施設等の商品力の向上に関する研修や情報提供、販売・PRの機会の提供水準の引き上げ促進に努めます。	【内容修正】 工賃水準向上の取組みについて記載を充実

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-3	福祉的就労への支援	② 地域活動支援センター(Ⅲ型) 一般就労が困難な障がい者に、地域における生産活動・創作活動や交流活動等を行う場です。小規模作業所等については地域活動支援センター等への移行を促進し、障がい者の福祉的就労及び社会活動の場の安定的確保を図ります。	②③ 地域活動支援センター(Ⅲ型) 一般就労が困難な障がい者を対象に、生産活動や創作的活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。また、センターの安定的な運営のために、必要な支援を行います。地域における生産活動・創作活動や交流活動等を行う場です。小規模作業所等については地域活動支援センター等への移行を促進し、障がい者の福祉的就労及び社会活動の場の安定的確保を図ります。	【文言整理】 新体系移行は完了したため、不要な文言を削除
6-3	福祉的就労への支援	③ 授産施設、小規模通所授産施設等の旧体系サービス 一般就労が困難な障がい者に就労や交流活動等を行う場を提供するもので、経過的に利用できます。	削除	【削除】 新体系への移行が完了したため
6-3	福祉的就労への支援	④ 小規模作業所 法人格の取得に伴い、小規模作業所の安定した運営が図られ、利用者や職員の処遇向上が期待されることから、今後も小規模作業所の法定施設への転換を促進し、利用者の処遇改善を図ります。	削除	【削除】 新体系への移行が完了したため
6-4	障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進	(現状と課題) ● 十分な能力を持ちながらも、雇用の場が確保できない障がい者の自立促進のために、能力や特性を最大限に発揮できる雇用形態の拡充が必要になっています。新たな事業の普及やライフスタイルに合った雇用の促進を図る必要が求められます。 (具体的な取り組み) ● 障がい者一人ひとりの能力を活かし、障がいの態様や特性に応じて効果的な就労ができるよう、多様な雇用形態への取り組みを促進します。	中項目を削除	【削除】 雇用の場の確保に主旨が含まれるため削除
6-4	障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進	① テレワークの普及 情報通信技術を活用した遠隔型のワークスタイル(テレワーク)の普及を図り、障がい者が在宅でできる仕事の創出に努めます。また、熊本県の「チャレンジド・テレワーク推進事業」を介して仕事の発注や普及啓発等を行い、障がい者の就労を支援します。	移動	【移動】 6章-1「雇用の場の確保」に移動

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-4	障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進	② グループ就労や短時間就労の促進 事業所に対して、障がいの特性や個人の日々の状況に応じて柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を要請します。	削除	【削除】 事業主への啓発及び理解促進を図るなかで実施
6-4	障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進	③ ピアカウンセリング等の活動支援 障がい者が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアカウンセリングやピアヘルパー等への、当事者の参画を支援します。	移動	【移動】 2章-2「相談・支援体制の充実」に移動
6-5	就労に関する相談・支援の充実	(現状と課題) ● 就労希望者に適切な求人情報が伝わり、障がい者の雇用が促進されるよう、求職活動への支援が必要です。 (具体的な取り組み) 記載なし	中項目を削除	6章-2「一般就労への移行と定着・継続への支援」に包含されるため
6-5	就労に関する相談・支援の充実	① 求人・求職者情報の提供 職業安定所との連携を図り、「しょうがいしゃ求人あんない」等により求人情報を提供し、就労相談に応じます。さらに、情報機器等を活用した検索情報の充実を関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できる環境づくりを促進します。	移動	【移動】 6章-2「一般就労への移行と定着・継続への支援」と統合
6-5	就労に関する相談・支援の充実	② 就労関係機関との連携強化 熊本障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所(ハローワーク熊本)、熊本障害者職業センター等の障がい者の就労や生活支援に関する各種関係機関との連携強化を図ります。	移動	【移動】 6章-2「一般就労への移行と定着・継続への支援」と統合

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-6 6-4	移動手段 への支援	(現状と課題) ● 障がい者の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、移動手段への公的支援が必要です。 ● ノンステップバス・リフト付バス等の運行経路の拡充など、移動手段にすぎ間が生じないような交通体系の充実が求められています。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● 障がい者の社会参加の促進を図るため、移動手段への支援を行います。	修正なし	
6-6 6-4	移動手段 への支援	① 熊本市優待証(さくらカード)の交付 障がい者の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる「熊本市優待証(さくらカード)」を交付します。 また、交通事業者に車両の運行系統の充実を働きかけるなど、優待証制度の円滑な利用を促進します。	① 公共交通機関等による外出の支援 障がい者の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる「熊本市優待証(さくらカード)」を交付するとともに、交通事業者に車両の運行系統の充実を働きかけるなど、優待証制度の円滑な利用を促進します。 また、移動が極めて困難な重度の障がい者には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。	【文言整理】 ①②を統合
6-6 6-4	移動手段 への支援	② 障がい者福祉タクシー 移動が極めて困難な重度障がい者に、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。		
6-6 6-4	移動手段 への支援	③ 障がい者自動車運転免許取得費助成 障がい者の社会参加を促進するため、運転免許取得への助成を行います。	② 自家用車による外出の支援 障がい者の社会参加を促進するため、運転免許取得費の助成を行います。また、身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成や、重度の知的障がいのある人に対するガソリン券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。	【文言整理】 ③④を統合するとともに、ガソリン券交付について追記
6-6 6-4	移動手段 への支援	④ 身体障がい者自動車改造費助成 一人一人の障がいの状態に合った自動車改造に費用の助成を行い、身体障がい者の積極的な社会参加を促進します。		

第6章 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
6-7 6-5	スポーツ・文化活動の促進	(現状と課題) ● 健康や体力の増進、生きがいのある生活や豊かな人間関係等を形成するためのスポーツ・文化活動を、障がいの態様に応じて気軽に楽しめるような環境づくりが求められています。 (具体的な取り組み) ● 障がいのある人となない人が相互の理解を深め、また、障がい者自身の心身機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の高揚等を図るため、障がい者のスポーツ・文化活動を促進します。	修正なし (具体的な取り組み) ● 障がいのある人となない人が相互の理解を深め、また、障がい者自身の心身機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の高揚等を図るため、障がい者のスポーツ・文化活動を促進します。 障がい者が円滑に文化芸術活動やスポーツを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。	【文言整理】 適切な表現に修正
6-7 6-5	スポーツ・文化活動の促進	① 活動への支援 指導者やボランティアを養成し、必要に応じて紹介や派遣を行います。また、障がい者のスポーツ・文化団体等の育成を図るため、活動拠点の提供、活動費の補助やアドバイスなどを行います。	① スポーツ、文化芸術活動団体の活動への支援 指導者やボランティアを養成し、必要に応じて紹介や派遣を行います。また、障がい者のスポーツ・文化芸術活動を支援する各種団体等の育成を図るため、活動費の補助や活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援などを行います。	【文言整理】 適切な表現に修正
6-7 6-5	スポーツ・文化活動の促進	② 体育施設等のバリアフリー化 障がい者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。また、気軽にスポーツに参加できるよう、電話相談、スポーツ指導の充実など、ソフト面でのバリアフリー化もあわせて進めます。	② 修正なし	
6-7 6-5	スポーツ・文化活動の促進	③ 障がい者スポーツ・文化行事の開催支援 障がい者とその家族や地域住民が一堂に会し、スポーツや文化活動を楽しみながら相互の親睦を深めるための各種大会に、支援を行います。	③ 障がい者のスポーツ活動への・文化行事の開催支援 障がい者とその家族や地域住民が一堂に会し、スポーツや文化活動を楽しみながら相互の親睦を深めるための活動を楽しむ機会として各種大会の開催やイベントの開催に支援を行います。	【文言整理】 適切な表現に修正
6-7 6-5	スポーツ・文化活動の促進		【新】 ④ 障がい者の芸術文化活動への支援 障がい者が芸術文化活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。 また、関係団体と連携・協力し、芸術文化活動を通じた障がい者の新たな可能性の追求などを支援します。	【新規追加】 障がい者の芸術活動支援について項目がなかったため、新規追加

第7章 情報提供の充実 【情報・コミュニケーション】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
7-1	情報バリアフリーの推進	(現状と課題) ● 今日の情報化社会において、障がい者が様々な情報を入手できるように、一人一人の障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。 ● 福祉サービスの選択や決定に必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められています。	修正なし	
		(具体的な取り組み) ● 障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が、適切な方法で確実に伝わるように、情報提供の方法や内容を充実します。	修正なし	
7-1	情報バリアフリーの推進	① ふくしのしおり 障がい福祉の制度内容を分かりやすく説明した「ふくしのしおり」を配布して、事業・制度の周知を図ります。	① 修正なし	
7-1	情報バリアフリーの推進	② 点字文書による広報 広報紙「市政だより」を点字文書にし、視覚障がい者への情報提供を行います。また、音声版や拡大版も作成し、サービスの充実を図ります。	② 点字文書による広報 <u>アクセシビリティに配慮した市政及び市議会の広報</u> 広報紙「市政だより」や「議会だより」の点字版を作成(市政だよりについては音声版も作成)し、を点字文書にし、視覚障がい者への情報提供を行います。また、音声版や拡大版も作成し、市ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能をつけ、サービスの充実を図ります。	【内容修正】 現状にあわせて修正
7-1	情報バリアフリーの推進	③ 聴覚障がい者等情報文化事業 聴覚障がい者に社会的な情報文化を提供するため、聴覚障害者情報提供センターとの連携を図ります。	③ 聴覚障がい者等情報文化事業 <u>関係機関との連携</u> 聴覚障がい者に社会的な情報文化を提供するため、聴覚障害者情報提供センター等の関係機関との連携により、聴覚障がい者等への情報提供を図ります。	【内容修正】 聴覚障害者情報提供センター以外にも連携を図る機関はあるため

第7章 情報提供の充実 【情報・コミュニケーション】

番号	中項目	熊本市障がい者プラン(H21-30)	中間見直し案	修正内容(理由)
7-1	情報バリアフリーの推進	④ 手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣 聴覚障がい者への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話通訳者や要約筆記者の養成を行います。また、個人や団体からの要請に応じて手話通訳者等の派遣を行うなど、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。	④ 手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣 聴覚障がい者等への意思疎通支援 聴覚障がい者等への情報提供や意思疎通コミュニケーションを補完するため、手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読(音訳)奉仕員等要約筆記者の養成を行います。 また、手話通訳者等の派遣や、各区役所総合案内への手話通訳者の設置など、個人や団体からの要請に応じて手話通訳者等の派遣を行うなど、聴覚障がい者等の意思疎通コミュニケーションを支援します。	【内容修正】 視覚障がい者・盲ろう者への支援を追加
7-1	情報バリアフリーの推進	⑤ 障がい者福祉ホームページの開設 障がい者福祉に関する各種サービスの紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を、インターネットのホームページで提供します。	⑤ 障がい者福祉ホームページの開設市ホームページにおける情報の充実 障がい者福祉に関する各種サービスの紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を、インターネットの市ホームページで提供します。	【内容修正】 現状にあわせて修正
7-1	情報バリアフリーの推進	⑥ 保健福祉総合情報システム 障がい者からの相談や各種手続きに保健福祉総合情報システムを活用し、サービスの向上を図ります。	⑥ 修正なし	
7-1	情報バリアフリーの推進	⑦ 行政情報の周知 年金・手当等の行政施策について、無年金者、未受給者の発生を防止するための情報提供に努めます。	⑦ 行政情報の周知 年金・手当等の制度も含め、各種行政情報施策について、無年金者、未受給者の発生を防止するための情報提供に努めます。	【文言整理】 適切な表現に修正